口座振替支払依頼書の押印省略に関するQ&A

No.	質問	回答
1	押印を省略できるのはいつからで すか	令和4年4月1日以降に提出するものが対 象になります。
2	押印すると無効になりますか	今回の取扱いは、押印を省略できるよう にするもので、従来通り押印することも可 能です。
3	押印を省略する場合の記載方法はありますか	〇事業者(法人、個人事業者、団体)の場合、「発行責任者、担当者(フルネーム)及び連絡先」を記載することにより押印を省略することができます。 〇必要に応じて、市担当部署から内容について、記載された連絡先に確認の連絡をすることがあります。
4	法人の代表者の職名・氏名等も省 略することはできますか	今回の取扱いは、押印を省略できるよう にするもので、法人の代表者の職名・氏名 の記載を省略することはできません。
5	連絡先は、携帯電話番号でもよい ですか	固定電話を設置していない場合には、携 帯電話番号を記載してください。
6	押印を省略した場合、電子メール で提出できますか	電子メールによる受付も可能です。この 場合、市担当課と協議の上、PDF形式の ファイルで提出してください。
7	口座振替支払依頼書の様式の変更 はありますか	今回の押印省略に伴い、一部変更しています。
8	変更前の様式で提出してもよいで すか	受付します。ただし、押印を省略する場合は、余白部分に「発行責任者、担当者 (フルネーム)及び連絡先」を記載してく ださい。